○金融庁財務省告示第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁財務省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年九月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　大畠　章宏

第一条第三十一号ト中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加え、同条第三十二号ハ中「前号ノ」を「前号ト」に改める。

第三十七条第二項中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加える。

○金融庁厚生労働省告示第五号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年九月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　細川　律夫

第一条第三十五号ト中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加え、同条第三十六号ハ中「前号ヘ」を「前号ト」に改める。

第三十一条第二項中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加える。

○金融庁農林水産省告示第十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年九月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

第一条第三十六号ト中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加え、同条第三十七号ハ中「前号ヘ」を「前号ト」に改める。

第三十一条第二項中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加える。

（漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十六号ト中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加え、同条第三十七号ハ中「前号ヘ」を「前号ト」に改める。

第三十一条第二項中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加える。

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十号ト中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加え、同条第三十一号ハ中「前号ヘ」を「前号ト」に改める。

第三十七条第二項中「国際金融公社」の下に「、多数国間投資保証機関」を加える。

○総務省告示第三百四十六号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十二年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十二年九月二十七日

総務大臣　片山　善博

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九五七八
			北斗市	○・〇四二二
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・九五七〇
			勇払郡厚真町	○・〇四三〇
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・五一六〇
			石狩市	○・四八四〇
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・九〇〇五
			塩竈市	○・〇四五三
			多賀城市	○・〇二九二
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇六六三
			相馬郡新地町	○・九三三七
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五二二二
			那珂郡東海村	○・四七七八
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一〇二八
			君津市	○・六〇二九
			富津市	○・二九四三
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三三八七
			市川市	○・〇〇七七
			船橋市	○・〇四五八
			習志野市	○・〇二〇九
			市原市	○・三六四〇
			袖ヶ浦市	○・二二二九
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五三六二
			北蒲原郡聖籠町	○・四六三八
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・二〇〇七
			射水市	○・七九九三